

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

農地の保全管理

規範項目12

必須・重要・推奨

安

環

有害物質を含む資材からの農地汚染の防止

投入する資材に有害物質が含まれていた場合には、汚染物質が農地に蓄積し、それを農作物が吸収、人体に有害物質が取り込まれるおそれがありますので、有害物質を基準値以上含有する肥料等の資材を使用してはいけません。

放射性セシウムを含む可能性のある肥料・土壌改良資材・培土や、汚泥を原料とする肥料については、特に留意して下さい。

取組事項

- ・ 放射性セシウム汚染の恐れのある堆肥・土壌改良資材・培土は使用しない。
- ・ 汚泥を原料とする肥料等は、原則として水田に施用しない。
- ・ 汚泥肥料を畑、樹園地、牧草地に施用する際には、県内産のものとし、年間10aあたり500kg(現物)を上限とする。

土壌の汚染の特徴として、土壌に浸透した有害物質が、吸着などにより、長期にわたり滞留・蓄積することがあげられます。このため、有害物質を含む肥料等の資材を継続的に投入することで、汚染物質濃度が次第に高まり、やがて悪影響を生じることとなります。

【放射性セシウム汚染の恐れのある堆肥等】

平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、肥料・土壌改良資材・培土については、放射性セシウムの暫定許容値400Bq/kgが設定され、これを超える肥料等の施用が禁止されています。肥料等を購入したり、譲り受ける際には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認し、記録に残しておきましょう。

【汚泥肥料】

近年、農用地の地力増強及び資源の有効利用の観点から、汚泥を原料とする再生有機質資材（以下「汚泥肥料」という）が農用地へ施用されるようになってきました。汚泥肥料を長期間過大に連用すると、土壌中への重金属の蓄積が懸念されるため、農用地への施用にあたっては、作物、土壌及び周辺環境への悪影響を防止する観点から、下記事項に留意することが必要です。

- (1) 汚泥肥料は原則として水田に施用せず、使用する場合は畑、樹園地、牧草地に施用する。
- (2) 施用にあたっては、地目、対象作物、汚泥肥料の品質によって施用適量が異なるが、年間施用限界量は10aあたり500kgとする。
- (3) 出所の不明な汚泥肥料は避け、県内産のものを使用する。
- (4) 生汚泥や脱水汚泥を直接農用地に施用することは避け、火力乾燥品や粗大有機物と混合し、肥料化したものを施用する。
- (5) 汚泥肥料は全面散布とし、土壌とよく混和する。
- (6) 汚泥肥料を施用した農用地の位置、施用量、汚泥肥料の入手先等を記録し保管しておく。

【鶏ふん堆肥・豚ふん堆肥】

家畜の飼料に銅や亜鉛が添付されるため、鶏ふん堆肥では亜鉛濃度が、豚ふん堆肥では銅と亜鉛の濃度が高くなる傾向にあります。銅や亜鉛は作物に必要な元素ですが、高濃度では逆に生育阻害等を引き起こすことから、亜鉛濃度900mg/kg以上もしくは銅濃度300mg/kg以上の堆肥には表示されていますので、これを参考に多量施用や長期連用による土壤中の銅・亜鉛濃度の上昇に注意をしましょう。

表1 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値（H23.8.1通知）

単位：Bq/kg

区 分	暫定許容値	備 考
肥料・土壌改良資材・培土	400 (製品重量)	例外 ①当該農地への農産物の還元施用 ②畜産農家が自給草地等に堆肥として還元施用 ③飼料農家が供給する畜産農家の堆肥を還元施用

《放射性セシウムによる土壌汚染に関連し、耕種農家の皆様は以下の点に気をつけて下さい》

- 1) 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壤に施用しないこと
- 2) 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること
- 3) 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県に相談すること
- 4) 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- 5) 自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

表2 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（1）の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（H24.3.15通知）

（以下、食品中の放射性物質に係る基準値の設定について）

単位：Bq/kg

食品群	放射性セシウムの基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳幼児食品	50

※ 放射性ストロンチウム、プルトニウム等の影響を計算に含めた上で、比率が最も高く、測定が容易なセシウムを指標とする。

【根拠法令等】

- 肥料取締法（昭和25年法律第127号）
- 再生有機質資材の農用地における取り扱い方針について（昭和61年農林水産省通知）
- 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年農林水産省通知）
- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 食品中の放射性物質に係る基準値の設定について（平成23年厚生労働省通知）